

	不正発生要因	不正防止計画
1. 機関内の責任体系の明確化		
責任体系の明確化	公的研究費適正管理委員会の取組みの年間スケジュールを策定したが、日程調整が不十分だったため、予定通りに実施できないので、短期間に資料等の作成が必要となり、効果的な施策検討が不十分となっている。	大学改組や役職者の交代、大学行事・会議等の日程を踏まえ、計画的な施策が実行できるスケジュールを作成し、効率的な施策の実施を図る。
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備		
ルールの明確化・統一化	公的研究費の管理・監査に係る各種手引き、マニュアル類等が研究者にとって分かりやすくまとめられていないとルールの効果的な周知ができない。	公的研究費の管理・監査に係る各種手引きやマニュアル類の更なる充実を図ると共に、研究者にとって分かりやすい提供方法を継続的に検討を図る。
関係者の意識向上	本学の研究費を使用して研究活動を行う全ての研究者に対して誓約書の提出を求めないと、規程の遵守を徹底できない。	コンプライアンス説明会で『研究倫理』と『研究費の適正使用』について説明をした後に、説明会場で誓約書を記入・提出いただくことで、不正防止についての意識向上を図る。
3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の周知		
不正防止計画の定期的な見直しと周知	不正防止計画の見直しが定期的に実施しても周知が不十分だと、不正防止対策が停滞してしまう。	アンケート等の結果を踏まえ、毎年の不正防止計画の見直しを行うことで、農大独自の不正防止計画の作成と周知を図る。また、アンケート結果に基づき不十分と思われる内容を強化するように努める。
4. 研究費の適正な運営・管理活動		
物品・役務の発注業務について	外部資金を対象として新たに整備した事務発注体制について、研究者の理解と協力が得られないと、不正防止対策としての効果が半減してしまう。	全学で外部資金の事務発注体制を開始したが、外部資金を獲得していない研究者にも理解を得て、制度として定着化するよう、きめ細かい説明・周知を図る。
	30万円未満の研究者による任意発注時において、支出財源が特定されていないと、事務部門での予算執行状況の把握が遅れ、適正な執行管理が担保されなくなってしまう。	
5. 情報発信・共有化の推進		
ホームページの充実	公的研究費の不正防止に関する取り組みをホームページに掲載しているが、定期的に内容の見直しが行われないと、実態と乖離した計画となってしまう、成果がでない。	コンプライアンス説明会のアンケート結果等を参考に、周知が必要な事項を明確にしたホームページの充実を図り、モニタリングの実施結果を一部開示する。
6. モニタリングの在り方		
モニタリング体制の整備	モニタリングの実施を周知が不足しており、モニタリング項目別の適切なモニタリング数を把握していないので、モニタリングによる牽制効果を得られない。	モニタリングの実施を周知、および適切なモニタリング数を確認して実施することで、不正防止に対する牽制機能の充実を図る。
	公的研究費適正管理委員会のモニタリングだけでは大学全体として十分なモニタリングを実施できていない。	
		内部監査室等の関連部署と調整・連絡を実施して、効果的なモニタリングを実施できる体制整備を図る。